

1. 電力、ガス、熱供給に関するエネルギー分野の一体改革

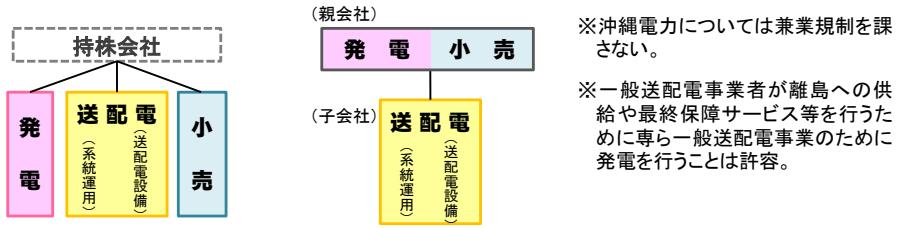
低廉で安定的な電力供給を実現すべく、**3段階の電力システム改革の総仕上げ**を行うとともに、**ガスや熱供給の分野の改革も一体的に進める**ことで、これまで縦割りであったエネルギー市場の垣根を取り払い、**総合的なエネルギー市場**を創り上げる。これにより、革新的な技術の導入や異なるサービスの融合などダイナミックなイノベーションを創発し、我が国の成長をリードするエネルギー産業を創出するとともに、エネルギー選択の自由度拡大や、料金の最大限の抑制、安定供給と保安の確保など、**消費者利益の向上**を図る。

2. 法律の概要

A. 電気事業法の一部改正等

1. 送配電事業の中立性確保 [平成32年4月1日施行(2. も同じ)]

- (1) 一般送配電事業者・送電事業者が小売電気事業や発電事業を行うことを禁止（兼業規制による法的分離）。[第22条の2、第27条の11の2]



※沖縄電力については兼業規制を課さない。

※一般送配電事業者が離島への供給や最終保障サービス等を行うために専ら一般送配電事業のために発電を行うことは許容。

- (2) 適正な競争関係を確保するため、一般送配電事業者・送電事業者と、そのグループの発電事業者や小売電気事業者等に対し、取締役の兼職禁止等の**行為規制を措置**。[第22条の3等]

2. 小売料金の規制撤廃 [平成26年改正法附則第16条の改正]

小売料金規制の経過措置について、対象事業者を指定する制度とし、適正な競争関係が確保されている供給区域では**経過措置の解除を可能とする**。

3. その他の改正事項等

- (1) 現在、一般電気事業者に認められている**一般担保付社債の発行の特例を廃止** [第27条の30の削除]。ただし、施行後5年間は発行を可能とする**経過措置を講ずる**。また、政投銀や沖縄公庫による一般担保付貸付金を廃止。[政投銀一般担保法の廃止、沖振法第64条の削除等]

- (2) 需要抑制の活用に資する電力量調整供給に係る規定の整備や、風力発電への定期的な検査の導入、保安規制の合理化を行う。[第2条第1項第7号、第52条等]

- ◇ 法施行やエネルギー基本計画の実施の状況、需給状況等について**各段階で検証を行**い、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる旨を規定。[附則第74条]

C. 熱供給事業法の一部改正

[1年6月以内に施行]

- (1) 現在、許可制としている熱供給事業への参入規制を**登録制**とする。[第3条]
- (2) **料金規制や供給義務などを撤廃** [現行第13条等の削除]。ただし、他の熱源の選択が困難な地域では、経過措置として料金規制を継続。[附則第50条、第52条]
- (3) 熱供給事業者に対し、**需要家保護のための規制**（契約条件の説明義務等）を課す。[第14条等]

※その他、ガス事業類型の見直しや監視等委員会の設立に伴い、各種規定や関係法律について必要な見直しを行う。

B. ガス事業法の一部改正

1. 小売参入の全面自由化 [2年6月以内に施行(2. 及び3. も同じ)]

- (1) 現在、一般ガス事業者にしか認められていない家庭等への供給を**全面自由化** [第2章]。併せて簡易ガス事業の許可制を廃止。[第37条の2等の削除]

- (2) 自由化に伴い**事業類型を見直し**、製造（届出）・一般ガス導管（許可）・特定ガス導管（届出）・小売（登録）の事業区分に応じた規制体系に移行 [第2章～第4章]

- (3) LNG基地の第三者利用を促すため、第三者が利用する場合の約款の作成・公表等をガス製造事業者に義務付け。[第89条等]

2. ガス導管網の整備

- (1) 導管の建設・保守を着実に実施できるよう、**一般ガス導管事業には地域独占と料金規制**（総括原価方式・認可制）を措置。[第47条・第48条]

- (2) 事業者間の導管接続の協議を国が命令・裁定できる制度を創設。[第85条]

3. 需要家保護と保安の確保

- (1) 競争が不十分な地域においては、現在の一般ガス事業者に対し経過措置として**料金規制を継続**（経過措置の解除に当たっては競争の進展状況を確認） [附則第22条等]

- (2) 一般ガス導管事業者に対し、**最終保障サービス**の提供を義務付け。[第47条]

- (3) ガス小売事業者に対し、**供給力確保 契約条件の説明**等を義務付け。[第13条等]

- (4) ガス導管事業者に導管網の保安や需要家保有の内管の点検等を義務付けるとともに、ガス小売事業者に消費機器の調査等を義務付け。[第61条、第159条等]

4. 導管事業の中立性確保 [平成34年4月1日施行]

- (1) 一定規模以上のガス導管事業者がガス製造事業やガス小売事業を行うことを禁止（兼業規制による法的分離）。[第54条の2等]

- (2) 一定規模以上のガス導管事業者と、そのグループのガス製造事業者やガス小売事業者等に対し、取締役の兼職禁止等の**行為規制を措置**。[第54条の4等]

- ◇ 法施行やエネルギー基本計画の実施の状況、需給状況等について**各段階で検証を行**い、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる旨や、LNG調達や保安に係る国責務を規定。[附則第75条]

D. 経済産業省設置法等の一部改正

[6月以内に施行（設立）]

- (1) 電力・ガス・熱の**取引の監視**及び**行為規制の実施**等を業務とする「**電力・ガス取引監視等委員会**」を大臣直属の「8条委員会」として設立。[経済産業省設置法第6条等]

- (2) **独立性**を確保するため、委員が独立して職務を遂行すること[電気事業法第66条の3]、事業者への業務改善勧告の権限[同法第66条の11等]等を措置。

- (3) **高度の専門性**を確保するため、法律、経済、エネルギー工学等の知見を有し、公正かつ中立な判断をすることのできる専門家を委員とする。[同法第66条の6]